

(耐火性能に関する技術的基準)

第一百七条 法第二条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分	建築物の階			
	最上階及び最上階から数えた階数が二以上で四以内の階	最上階から数えた階数が五以上で十四以内の階	最上階から数えた階数が十五以上の階	
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	一時間	二時間	二時間
	外壁(耐力壁に限る。)	一時間	二時間	二時間
柱	一時間	二時間	三時間	
床	一時間	二時間	二時間	
はり	一時間	二時間	三時間	

(耐火構造)

第一百七条 法第二条第七号に規定する耐火構造は、次の各号に掲げるものとする。

一 壁、柱、床、はり及び屋根にあつては、建設大臣が、通常の火災時の加熱にそれぞれ次の表の時間以上耐える性能を有すると認めて指定するもの

建築物の部分	建築物の階				
	最上階及び最上階から数えた階数が二以上で四以内の階	最上階から数えた階数が五以上で十四以内の階	最上階から数えた階数が十五以上の階		
壁	間仕切壁	一時間	二時間	二時間	
	外壁	耐力壁	一時間	二時間	二時間
		非耐力壁	延焼のおそれのある部分	一時間	一時間
		延焼のおそれのある部分以外の部分	三十分	三十分	
柱	一時間	二時間	三時間		
床	一時間	二時間	二時間		
はり	一時間	二時間	三時間		

屋根	三十分間
階段	三十分間
<p>一 この表において、第二条第一項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。</p> <p>二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。</p> <p>三 この表における階数の算定については、第二条第一項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。</p>	

- 二 壁及び床にあつては、これらに通常の火災による火熱が一時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、三十分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が一時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間）加えられた場合に、屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

（準耐火性能に関する技術的基準）

屋根	三十分
<p>一 この表において、第二条第一項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。</p> <p>二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の耐火時間と同一の耐火時間によるものとする。</p> <p>三 この表における階数の算定については、第二条第一項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。</p>	

- 二 階数が三以下で延べ面積が千平方メートル以下の建築物（法別表第一欄（一）項又は（四）項から（六）項までに掲げる用途に供するものを除く。）における壁、柱、床及びはりにあつては、前号に掲げるものを除くほか、建設大臣が指定するもの
- 三 階段にあつては、次のイからホまでの一に該当するもの
- イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - ロ 無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造
 - ハ 鉄材によつて補強されたれんが造、石造又はコンクリートブロック造
 - ニ 鉄造
 - ホ イからニまでに掲げるものを除くほか、建設大臣が、これらと同等以上の耐火性能を有すると認めて指定するもの

（準耐火構造）

第一百七条の二 法第二条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ次の表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、浸潤、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	四十五分間
	外壁（耐力壁に限る。）	四十五分間
柱		四十五分間
床		四十五分間
はり		四十五分間
屋根	軒裏（軒裏を除く。）	三十分間
階段		三十分間

第一百七条の二 法第二条第七号の二の規定により政令で定める耐火性能は、次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類ごとにそれぞれ通常の火災時の加熱に同表の下欄に定める時間以上耐える性能とする。

壁	間仕切壁	四十五分	
	外壁	耐力壁	四十五分
		非耐力壁	延焼のおそれのある部分
		延焼のおそれのある部分以外の部分	三十分
柱		四十五分	
床		四十五分	
はり		四十五分	
屋根	軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この表、 第百十五条の二の二第一項及び第百二十九条の 二第一項において同じ。）の延焼のおそれのある部分	四十五分	
	軒裏の延焼のおそれのある部分以外の部分	三十分	
階段		三十分	

二 壁、床及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第百十五條の二の二第一項及び第百二十九條の二の三第一項において同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものであること。

三 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

（防火性能に関する技術的基準）

第百八條 法第二條第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 耐力壁である外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

2) 建設大臣は耐火構造以外の構造で、前項に規定する耐火性能を有すると認められるものを、準耐火構造として指定する。

（防火構造）

第百八條 法第二條第八号に規定する防火構造は、次の各号に掲げるものとする。

一 間柱及び下地を不燃材料で造つた壁又は根太及び下地を不燃材料で造つた床にあつては、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 鉄網モルタル塗りで塗厚さが一・五センチメートル以上のもの

ロ 木毛セメント板張又は石膏ボード張の上に厚さ一センチメートル以上モルタル又はしつくいを塗つたもの

二 外壁及び軒裏にあつては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものであること。

ハ 木毛セメント板の上にモルタル又はじつくいを塗り、その上に金属板を張つたもの

二 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造つた壁、根太若しくは下地を不燃材料以外の材料で造つた床又は軒裏にあつては、次のイからヌまでの一に該当するもの

イ 鉄網モルタル塗又は木すりじつくいで塗厚さが二センチメートル以上のもの

ロ 木毛セメント板張又は石膏ボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上モルタル又はじつくいを塗つたもの

ハ モルタル塗の上にタイルを張つたものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

二 セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗つたものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

ホ 土蔵造

ヘ 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの

ト 厚さが一・二センチメートル以上の石膏ボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの

チ 厚さが一・五センチメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの

リ 厚さが一・五センチメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スレートを張つたもの

ヌ 石綿スレート又は石綿パライツ板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

(不燃性能及びその技術的基準)

第百八条の二 法第二条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 燃焼しないものであること。
- 二 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 三 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)

第百八条の三 法第二条第九号の二イの政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 主要構造部が、次のイ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、イ）に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめ

三 屋根にあつては、次のイからハまでの一に該当するもの。ただし、イ及びロに掲げるものにあつては、野地板及びたるきが不燃材料若しくは準不燃材料で造られている場合又は軒裏が前号イからハまでの一に該当する場合に限る。ハに掲げるものにあつては、金属板に接するたるき（たるきがない場合においては、もや）が不燃材料で造られている場合に限る。

- イ 瓦又は石綿スレートでふいたもの
- ロ 木毛セメント板の上に金属板をふいたもの
- ハ 金属板でふいたもの

四 前各号に掲げるものを除くほか、建設大臣が消防庁長官の意見を聞いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するもの

(不燃材料)

第百八条の二 法第二条第九号に規定する政令で定める不燃性を有する建築材料は、建設大臣が、通常の火災時の加熱に対して次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第二号を除く。）に掲げる性能を有すると認めて指定するものとする。

- 一 燃焼せず、かつ、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないこと。
- 二 防火上有害な煙又はガスを発生しないこと。

られたものであること。

イ 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあつては、当該建築物の自重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。）により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 壁及び床にあつては、当該壁及び床の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁及び屋根にあつては、屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

ロ 外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が一時間（延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、三十分間）加えられた場合に、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である外壁にあつては、当該外壁に当該建築物の自重及び積載荷重により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 外壁の当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が、当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものであること。

二 前号イ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、イ）に掲げる基準に適

合するものとして建設大臣の認定を受けたものであること。

2) 前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めるところにより当該建築物の主要構造部の耐火に関する性能を検証する方法をいう。

1) 当該建築物の屋内において発生が予測される火災の継続時間を当該建築物の室ごとに次の式により計算すること。

$$t_f = \frac{Q_r}{60q_b}$$

この式において、 q_b 及び q_b' は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_b 当該室における火災の継続時間（単位 分）

q_b' 当該室の用途及び床面積並びに当該室の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の表面積及び当該部分に使用する建築材料の種類に応じて建設大臣が定める方法により算出した当該室内の可燃物の発熱量（単位 メガジュール）

q_b'' 当該室の用途及び床面積の合計並びに当該室の開口部の面積及び高さに応じて建設大臣が定める方法により算出した当該室内の可燃物の一時間当たりの発熱量（単位 メガワット）

2) 主要構造部として、当該主要構造部が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、前項第一号イ)からロ)までに掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間（以下この項において「屋内火災保有耐火時間」という。）を、当該主要構造部の構造方法、当該建築物の自重及び積載荷重並びに当該火熱による主要構造部の表面の温度の

推移に応じて建設大臣が定める方法により求めること。

三 当該外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時の火熱が加えられた場合に、前項第一号ロ(イ及びロ)に掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間（以下この項において「屋外火災保有耐火時間」といふ。）を、当該外壁の構造方法並びに当該建築物の自重及び積載荷重に応じて建設大臣が定める方法により求めること。

四 主要構造部として、次のイ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、イ）に該当するものであることを確かめること。

イ 各主要構造部の屋内火災保有耐火時間が、当該主要構造部が面する室について第一号に掲げる式によつて計算した火災の継続時間以上であること。

ロ 各外壁の屋外火災保有耐火時間が、一時間（延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、三十分間）以上であること。

3) 主要構造部が第一項第一号又は第二号に該当する建築物については、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、当該建築物の部分で同表の中欄に掲げるものの構造は、それぞれ同表の下欄に掲げる構造とみなす。

<p>第百十二条第一項、第百二十二条第一項、第百二十八条の四第四項、第百二十九条の十三の二第三号及び第百四十五条</p>	<p>主要構造部</p>	<p>耐火構造</p>
<p>第百十二条第五項及び第八項、第百十七條第一項、第百二十二条第一項、第百二十九条の十三の二第三号並びに第百二十九条の十三の三第三項第四号及び第四項</p>	<p>壁又は床</p>	<p>耐火構造</p>
<p>第百二十三条第一項第四号及び第三項第</p>	<p>壁又は屋根</p>	<p>耐火構造</p>

五号		
第百二十三条第一項第一号及び第三項第一号	壁	耐火構造
第百十二条第一項及び第十三項並びに第百二十九条の二の五第一項第七号	壁又は床	第百十五条の二の二第一項第一号に定める基準に適合する準耐火構造
第百十二条第九項、第百二十条第一項、第二項及び第四項、第百二十一条第二項、第百二十二条第一項、第百二十三条の二、第二十九条の二第一項並びに第二十九条の二の二第一項	主要構造部	準耐火構造
第百十二条第九項、第十項（ただし書を除く。）、第十五項及び第十六項、第百二十六条の二第一項第一号及び第二項、第百二十九条第一項及び第四項並びに第百二十九条の二の五第一項第七号	壁又は床	準耐火構造
第百十二条第十二項並びに第百十四条第一項及び第二項	壁	準耐火構造
第百十二条第十項及び第十一項	外壁	準耐火構造

4 主要構造部が第一項第一号に該当する建築物について次の表の上欄に掲げる

規定を適用する場合においては、当該建築物の主要構造部である床又は壁の開口部に設けられた設備（当該設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火災を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものに限る。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる防火設備とみなし、主要構造部が第一項第二号に該当する建築物について同表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該建築物の主要構造部である床又は壁の開口部に設けられた設備（当該設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして建設大臣の認定を受けたものに限る。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる防火設備とみなす。

<p>第百二十二条第一項、第六項、第七項、第八項、第十三項、第十四項及び第十六項、第百二十二条第一項、第百二十三条第三項第九号、第百二十九条の二の五第一項第七号、第百二十九条の十三の二第三号並びに第百二十九条の十三の三第三項第三号</p>	<p>特定防火設備</p>
<p>第百二十二条第五項、第八項から第十項まで、第十二項から第十四項まで及び第十六項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項第五号及び第六号、第二項第二号並びに第三項第九号、第百二十六条の二第一項第一号及び第一項、第百二十九条第一項及び第四項並びに第百二十九条の十三の二第三号</p>	<p>法第二条第九号の二に規定する防火設備</p>

5) 前項の「防火区画検証法」とは、次に定めるところにより、開口部に設けられる設備（以下この項において「開口部設備」という。）の火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。

一 当該設備が設けられる開口部が面する室において発生が予測される火災の継続時間を第二項第一号に掲げる式により計算すること。

二 開口部設備として、当該開口部設備が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火災を出すことなく耐えることができる加熱時間（以下この項において「保有遮炎時間」という。）を、当該開口部設備の構造方法及び当該火熱による開口部設備の表面の温度の推移に応じて建設大臣が定める方法により求めること。

三 開口部設備として、保有遮炎時間が第一号の規定によつて計算した火災の継続時間以上であることを確かめること。

（防火戸その他の防火設備）

第百九条 法第二十一条第九号の二口及び法第六十四条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャイアその他火災を遮る設備とする。

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にあるものと当該開口部を遮る外壁、そで壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

（防火戸その他の防火設備）

第百九条 法第二十一条第九号の二若しくは第九号の三又は法第六十四条の規定により政令で定める構造の防火戸その他の防火設備は、次の各号の一に該当するものとする。

一 甲種防火戸

二 乙種防火戸

三 開口部に設けるドレンチャイアで消防庁の行なつた検定に合格したもの

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にあるものと当該開口部を遮る耐火構造、準耐火構造又は防火構造の外壁、そで壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

3 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板そ

(遮炎性能に関する技術的基準)

第百九条の二 法第二条第九号の二の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

(主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角)

第百九条の二の三 略

(主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準)

第百九条の三 法第二条第九号の三の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第二十二條第一項に規定する構造であるほか、法第八十六條の三の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものであること。
- 二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。

その他これらに類する材料で造られた防火おおい又は地面からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目三ミリメートル以下の金網は、第一項の防火設備とみなす。

(主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角)

第百九条の二 略

(主要構造部を準耐火構造等とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準)

第百九条の三 法第二条第九号の三の政令で定める技術的基準は、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根が不燃材料で造られ、又はふかかれているほか、法第八十六條の三の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分が耐火構造、準耐火構造又は防火構造であること。
- 二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が不燃材料又は準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。

イ 外壁の延焼のおそれのある部分にあつては、防火構造としたもの

ロ 屋根にあつては、法第二十二條第一項に規定する構造としたもの

ハ 床にあつては、準不燃材料で造るほか、三階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間構造耐力上支障のある変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしたもの

（法第二十一條第一項の建設大臣が定める部分）

第百九條の四 法第二十一條第一項の政令で定める部分は、主要構造部のうち自重又は積載荷重（第八十六條第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分とする。

（法第二十二條第一項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準）

第百九條の五 法第二十二條第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号（可燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして建設大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で

イ 外壁の延焼のおそれのある部分にあつては、耐火構造、準耐火構造又は防火構造としたもの

ロ 屋根にあつては、不燃材料で造り、若しくはふいたもの又は建設大臣が消防庁長官の意見を聴いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するもの

ハ 床にあつては、不燃材料又は準不燃材料で造るほか、三階以上の階におけるもの（直下の天井を第百八條第一号イからハまでの一に該当する構造又は建設大臣が消防庁長官の意見を聴いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定する構造とし、かつ、そのつり木、受木その他これらに類するものを不燃材料で造つた部分を除く。）を耐火構造、準耐火構造又は防火構造としたもの

造られたものの屋根にあつては、第一号)に掲げるものとする。

- 一 屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- 二 屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、老裂その他の損傷を生じないものであること。

(準防火性能に関する技術的基準)

第百九条の六 法第二十三条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものであること。

第百十条 削除

(防火戸の構造)

第百十条 第百九条第一項第一号の「甲種防火戸」とは、次の各号の一に該当する構造の戸とする。

- 一 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五三メートル以上の鉄板を張つたもの
- 二 鉄製で鉄板の厚さが一・五三メートル以上のもの
- 三 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル以上のもの

- 四 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル以上のもの
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、建設大臣が消防庁長官の意見を置いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するもの
- 2 第一百九条第一項第二号の「乙種防火戸」とは、次の各号の二に該当する構造の戸とする。
- 一 鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上一・五ミリメートル未満のもの
- 二 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル未満のもの
- 三 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル未満のもの
- 四 鉄及び網入ガラスで造られたもの
- 五 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが十二センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上の石膏ボードを張り、屋外面に亜鉛引鉄板を張つたもの
- 六 前各号に掲げるものを除くほか、建設大臣が消防庁長官の意見を聞いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するもの
- 3 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入ガラスで造られたものは、前項の乙種防火戸とみなす。
- 4 防火戸がわく又は防火戸と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火戸の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。
- 5 第一項第二号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第四号に掲げる防火戸は、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口

(防火区画)

第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）の合計千五百平方メートル以内ごとに第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一 略

一 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）で耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2 法第二十七条第二項又は法第六十二条第一項の規定により準耐火建築物とした建築物（第百九条の三第二号又は第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）で、延べ面積が五百平方メートルを超え

部に取り付けなければならない。

(防火区画)

第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）の合計千五百平方メートル以内ごとに耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一 略

一 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）で耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画されたもの

2 法第二十七条第一項又は法第六十二条第一項の規定により準耐火建築物とした建築物（第百九条の三第二号又は第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）で、延べ面積が五百平方メートルを超え

るものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ことに同号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

3 法第二十一条第一項ただし書、法第二十七条第一項ただし書、同条第二項若しくは法第六十二条第一項の規定により第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第二項若しくは法第六十二条第一項の規定により第百九条の三第二号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ことに第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井（天井のない場合においては、屋根。第六項、第七項及び第九項において同じ。）及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、適用しない。

一・二 略

5 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ことに耐火構造の床若しくは壁又は法第二十一条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。

6 前項の建築物の部分で、当該部分の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項において同じ。）及び天井の室内に面する部分（回り縁

るものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ことに耐火構造若しくは同号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁を耐火構造、準耐火構造又は防火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

3 法第二十一条第一項ただし書、法第二十七条第一項ただし書、同条第二項若しくは法第六十二条第一項の規定により第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第二項若しくは法第六十二条第一項の規定により第百九条の三第二号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ことに耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画しなければならない。

4 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物の部分で、天井（天井のない場合においては、屋根。第六項、第七項及び第九項において同じ。）及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものについては、適用しない。

一・二 略

5 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ことに耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画しなければならない。

6 前項の建築物の部分で、当該部分の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項において同じ。）及び天井の室内に面する部分（回り縁

、窓台その他これらに類する部分を除く。次項において同じ。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二十一条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ことに区画すれば足りる。

7 第五項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二十一条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ことに区画すれば足りる。

8 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降口としての部分を含む。）、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第五項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二十一条第九号の二に規定する防火設備）で区画されたものについては、適用しない。

9 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物の住戸の部分（住戸の階数が二以上であるものに限る。）、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）については、当該部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたも

、窓台その他これらに類する部分を除く。次項において同じ。）の仕上げを不燃材料又は準不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料又は準不燃材料で造つたものは、乙種防火戸で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ことに区画すれば足りる。

7 第五項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、乙種防火戸で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ことに区画すれば足りる。

8 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降口としての部分を含む。）、又は廊下その他避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸（第五項の規定により区画すべき建築物にあつては、乙種防火戸を含む。）で区画されたものについては、適用しない。

9 主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物の住戸の部分（住戸の階数が二以上であるものに限る。）、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）については、当該部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを不燃材料又は準不燃材料とし、かつ、その下

のであつてその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分)とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。)とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第二十一条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

一 略

二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

10 第一項から第五項まで若しくは前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁(第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。)若しくは法第二十一条第九号の二に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので、防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

11 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二十一条第九号の二に規定する防火設備を設けなければならない。

12 建築物の一部が法第二十四条各号の一に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第二十一条第九号の二に規定する

地を不燃材料又は準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分)とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。)とを耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物の部分については、この限りでない。

一 略

二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋の住戸における吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

10 第一項から第五項まで若しくは前項の規定による耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁(第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。)若しくは甲種防火戸又は第五項若しくは前項の規定による乙種防火戸に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を耐火構造又は準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した耐火構造又は準耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

11 前項の規定によつて耐火構造又は準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に甲種防火戸又は乙種防火戸(第一百零一条第二項第三号に掲げるものを除く。次項において同じ。)を設けなければならない。

12 建築物の一部が法第二十四条各号の一に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造若しくは準耐火構造とした壁若しくは両面を防火

防火設備で区画しなければならない。

- 13 建築物の一部が法第二十七条第一項各号の一又は同条第二項各号の一に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

- 14 第一項から第五項まで、第八項又は第十三項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二の口の防火設備は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二の口に規定する防火設備 次のイからハまでに掲げる要件を満たすものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ハ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

構造とした壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画しなければならない。

- 13 建築物の一部が法第二十七条第一項各号の一又は同条第二項各号の一に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は甲種防火戸で区画しなければならない。

- 14 第一項から第五項まで、第八項、第九項又は前二項の規定による区画に用いる甲種防火戸及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる乙種防火戸は、面積が三平方メートル以内の常時閉鎖状態を保持する防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」といふ。）又はその他の防火戸で次の各号に定める構造のものとしなければならない。

一 随時閉鎖することができること。

二 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該戸に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

三 第一項本文、第二項、第三項若しくは第五項の規定による区画に用いる甲種防火戸又は同項の規定による区画に用いる乙種防火戸にあつては、建設大臣の定める基準に従つて、火災により煙が発生した場合又は火災により温度

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは第十三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備 次のイからハまでに掲げる要件を満たすものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたもの

イ 前号イ及びロに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

15 給水管、配電管その他の管が第一項から第五項まで、第八項、第九項本文、第十項本文、第十二項若しくは第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（建設大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものを建設大臣の定め

が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖する構造とすること。

四 第一項第二号、第四項、第八項、第九項若しくは前二項の規定による区画に用いる甲種防火戸又は第八項、第九項若しくは第十一項の規定による区画に用いる乙種防火戸にあつては、建設大臣の定める基準に従つて、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有する構造とすること。

15 給水管、配電管その他の管が第一項から第五項まで、第八項、第九項本文、第十項本文、第十二項若しくは第十三項の規定による耐火構造、準耐火構造若しくは防火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「耐火構造等の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と耐火構造等の防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造等の防火区画を貫通する場合（建設大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に次の各号に定める構造のダンパーを設けなければならない。

る方法により設けなければならない。

- 一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。
- 二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

(木造等の建築物の防火壁)

第百十三条 防火壁は、次に定める構造としなければならない。

一・二 略

三 防火壁の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から五十センチメートル(防火壁の中心線からの距離が一・八メートル以内において、外壁が防火構造であり、かつ、屋根の構造が、屋根に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものである場合において、これらの部分に開口部がないときにあつては、十センチメートル)以上突出させること。ただし、防火壁を設けた部分の外壁又は屋根が防火壁を含みけた行方向に幅三・六メートル以上にわたつて耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部があつて、これに法第二十一条第九号の二口は規定する防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。

四 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ二・五メートル以下とし

一 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上であること。

二 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造のもので建設大臣の定める基準に適合するものであること。

三 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないこと。

四 前各号に定めるもののほか、建設大臣がダンパーとしての機能を確保するために必要があると認めて定める基準に適合する構造とすること。

(木造等の建築物の防火壁)

第百十三条 防火壁は、次の各号に定める構造としなければならない。

一・二 略

三 防火壁の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から五十センチメートル(防火壁の中心線からの距離が一・八メートル以内にある外壁及び軒裏又は屋根下地が防火構造で、かつ、これらの部分に開口部がない場合においては、十センチメートル)以上突出させること。ただし、防火壁を設けた部分の外壁又は屋根が防火壁を含みけた行方向に幅三・六メートル以上にわたつて耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部があつて、これに防火戸が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。

四 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ二・五メートル以下とし

かつ、これに特定防火設備で前条第十四項第一号に規定する構造であるものを設けること。

2 略

(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)

第百十四条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

2 学校、病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを除く。)、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

3 建築面積が三百平方メートルを超える建築物の小屋組が木造である場合においては、けた行間隔十二メートル以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 法第二条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物

二・三 略

4 延べ面積がそれぞれ二百平方メートルを超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が四メートルを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

5 第百十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が第一項の界壁、第一項の間仕切壁又は前二項の隔壁を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは「第

かつ、これに常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸又はその他の甲種防火戸で前条第十四項第一号から第三号までに定める構造のものを設けること。

2 略

(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)

第百十四条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、耐火構造、準耐火構造又は防火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

2 学校、病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを除く。)、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を耐火構造、準耐火構造又は防火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

3 建築面積が三百平方メートルを超える建築物の小屋組が木造である場合においては、けた行間隔十二メートル以内ごとに小屋裏に耐火構造若しくは準耐火構造とした又は両面を防火構造とした隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一・二 略

4 延べ面積がそれぞれ二百平方メートルを超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が四メートルを超えるものは、小屋裏に耐火構造若しくは準耐火構造とした隔壁又は両面を防火構造とした隔壁を設けなければならない。

5 第百十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が第一項の界壁、第一項の間仕切壁又は前二項の隔壁を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。

百九条に規定する防火設備であつて通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火災を出さないものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたもの」と読み替へるものとする。

(建築物に設ける煙突)

第百十五条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を六十センチメートル以上とする。

二 略

三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合するものである。

(1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、金属製又は石棉製とし、かつ、金属以外の不燃材料で覆つこと又は厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造ること。

(2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆つ部分は、この限りではない。

ロ その周囲にある建築物の部分(小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上にあたまるほこりを含む。)を煙突内の塵芥スその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、建設大臣の認定を受けたものであること。

四 壁付暖炉のれんが造り、石造り又はコンクリートブロック造の煙突(屋内にお

(建築物に設ける煙突)

第百十五条 建築物に設ける煙突は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を六十センチメートル以上とし、れんが造り、石造り又はコンクリートブロック造のものについては、鉄製の支わくを設けたものを除き、九十センチメートル以下とする。

二 略

三 金属製又は石棉製煙突で小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃材料で覆つこと。

四 金属製又は石棉製煙突は、木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で覆つ部分は、この限りでない。

五 壁付暖炉の煙突で屋内にある部分は、厚さが十五センチメートル以上の鉄

る部分に限る。)には、その内部に陶管の煙道を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること。

五 略

六 煙突の廃ガスその他の生成物により、腐食又は腐朽のおそれのある部分には、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか又は有効なさび止め若しくは防錆のための措置を講ずること。

七 ボイラーの煙突は、前各号に定めるもののほか、煙道接続口の中心から頂部までの高さがボイラーの燃料消費量（建設大臣が通商産業大臣の意見を聴いて定めるものとする。）に応じて建設大臣の定める基準に適合し、かつ、防火上必要があるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものこと。

2 前項第一号から第三号までの規定は、煙突が、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして建設大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

（防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等）

第百十五条の二 法第二十六条第二号口の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

二・三 略

四 外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、一階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び二階の床（通路等の床を除く。）の構造が、これに屋内にお

筋コンクリート造又は厚さが二十五センチメートル以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とし、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造の煙突には、その内部に陶管の煙道を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること。

六 略

七 煙突は、廃ガスその他の生成物の温度、組成その他の特性に応じて、安全上及び防火上支障のない構造とすること。

八 ボイラーの煙突は、前各号に定めるもののほか、煙道接続口の中心から頂部までの高さがボイラーの燃料消費量（建設大臣が通商産業大臣の意見を聴いて定めるものとする。）に応じて建設大臣の定める基準に適合し、かつ、建設大臣が防火上必要があると認めて定める構造とすること。

2 前項第一号、第二号及び第四号の規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないと認めて建設大臣が指定する場合に該当する場合においては、適用しない。

（防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等）

第百十五条の二 法第二十六条第二号口の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 第四十六条第二項第一号イからロまでに掲げる基準に適合していること。

二・三 略

四 外壁、軒裏、一階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び二階の床（通路等の床を除く。）が防火構造であること。ただし、特定行政庁がその周

いて発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間構造耐力上支障のある変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものであること。ただし、特定行政庁がその周囲の状況により延焼防止上支障がないと認める建築物の外壁及び軒裏については、この限りでない。

五 略

六 調理室、浴室その他の室でかまど、こゝろその他火を使用する設備又は器具を設けたものの部分が、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁（これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建設大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は特定防火設備で第百二十二条第十四項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

七 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが十二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び第百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

八 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造が、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

九 略

囲の状況により延焼防止上支障がないと認める建築物の外壁及び軒裏については、この限りでない。

五 略

六 調理室、浴室その他の室でかまど、こゝろその他火を使用する設備又は器具を設けたものの部分が、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁（これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建設大臣の定める基準に適合しているものに限る。）又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくはその他の甲種防火戸で第百二十二条第十四項第一号から第三号までに定める構造のもので区画されていること。

七 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが十二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げが不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び第百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

八 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口が、建設大臣の定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

九 略

2 略

(耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準等)

第百十五条の二の二 法第二十七条第一項のただし書の政令で定める技術的基準は、準防火地域にあるものにあつては次に掲げるもの、防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第一号から第四号までに掲げるものとする。

一 主要構造部である壁、柱、はり及び屋根の軒裏が、次のイからハまでに定める基準に適合するものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものであること。

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	一時間
	外壁(耐力壁に限る。)	一時間
柱		一時間
床		一時間
はり		一時間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏にあつては、これらに通常の火災による火熱が加

2 略

(耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準等)

第百十五条の二の二 法第二十七条第一項のただし書の政令で定める技術的基準は、準防火地域にあるものにあつては次に掲げるもの、防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第一号から第四号までに掲げるものとする。

一 主要構造部である壁、柱、はり及び屋根の軒裏の延焼のおそれのある部分が、耐火構造又は建設大臣が通常の火災時の加熱にそれぞれ次表の時間以上耐える性能を有すると認めて指定する準耐火構造とする。

壁	間仕切壁	一時間	
	外壁	耐力壁	一時間
		非耐力壁の延焼のおそれのある部分	一時間
柱		一時間	
床		一時間	
はり		一時間	
屋根の軒裏の延焼のおそれのある部分		一時間	

えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として建設大臣が定める温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

二 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舍の各寢室（以下「各宿泊室等」といふ。）に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

三 略

四 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

イ 略

ロ 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられていること。

ハ 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火災を出す原因となるき

二 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舍の各寢室（以下「各宿泊室等」といふ。）に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている場合においては、この限りでない。

三 略

四 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

イ 略

ロ 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていること。

ハ 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので耐火構造、準耐火構造若しくは防火構造としたもの又は不燃材料で造られたものが防火上有効に設けられていること。

裂その他の損傷を生じないものとして、建設大臣が定める構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものが、防火上有効に設けられていること。

五 三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出した高さ、そで壁その他これらに類するものでその構造が前号八に規定する構造であるもので防火上有効に遮られているものを除く。）に法第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられていること。

2 略

（直通階段の設置）

第二百十条 建築物の避難階以外の階（地下街におけるものを除く。次条第一項において同じ。）においては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）を居室の各部分からその一に至る歩行距離が次の表の数値以下となるように設けなければならない。

居室の種類	構造	主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合	上欄に掲げる場合以外の場合（単位メートル）

五 三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出した高さ、そで壁その他これらに類するもので耐火構造、準耐火構造若しくは防火構造としたもの若しくは不燃材料で造られたもので防火上有効に遮られているものを除く。）に甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていること。

2 略

（直通階段の設置）

第二百十条 建築物の避難階以外の階（地下街におけるものを除く。次条第一項において同じ。）においては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）を居室の各部分からその一に至る歩行距離が次の表の数値以下となるように設けなければならない。

居室の種類	構造	主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合	上欄に掲げる場合以外の場合（単位メートル）

略	略	略	略
---	---	---	---

2 主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物の居室で、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしたものについては、前項の表の数値に十を加えた数値を同項の表の数値とする。ただし、十五階以上の階の居室については、この限りでない。

3 略

4 第一項の規定は、主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が二又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合においては、適用しない。

（二以上の直通階段を設ける場合）

第二百一十一条 略

2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「百平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。

3 略

略	略	略	略
---	---	---	---

2 主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物の居室で、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしたものについては、前項の表の数値に十を加えた数値を同項の表の数値とする。ただし、十五階以上の階の居室については、この限りでない。

3 略

4 第一項の規定は、主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が二又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合においては、適用しない。

（二以上の直通階段を設ける場合）

第二百一十一条 略

2 主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「百平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。

3 略

(避難階段の設置)

第二百二十二条 建築物の五階以上の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で五階以上の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。)又は地下二階以下の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で地下二階以下の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。)に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる直通階段は同条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造である建築物(階段室の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。))及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。)で床面積の合計百平方メートル(共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる法第二条第九号の二に規定する防火設備を含む。)で区画されている場合においては、この限りでない。

2・3 略

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第二百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一〜三 略

四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積がおのおの二平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめぐるし戸であ

(避難階段の設置)

第二百二十二条 建築物の五階以上の階又は地下二階以下の階に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる直通階段は同条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られている建築物で五階以上の階の床面積の合計が百平方メートル以下の場合又は主要構造部が耐火構造である建築物で床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁若しくは甲種防火戸(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる鉄製網入ガラス入りの戸を含む。)で区画されている場合においては、この限りでない。

2・3 略

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第二百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次の各号に定める構造としなければならない。

一〜三 略

四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積がおのおの二平方メートル以内で、鉄製網入ガラス入りのはめぐるし戸のあるものを除く。)は、

るものを除く。)は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、おのおの一平方メートル以内とし、かつ、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめじろし戸であるものを設けること。

六 階段に通ずる出入口には、法第二条第九号の二に規定する防火設備で第百十二条第十四項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとすること。

七 略

2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

1 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部(開口面積がおのおの一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめじろし戸であるものを除く。)から二メートル以上の距離に設けること。

二・三 略

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

1 屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備(建設大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)を有する附室を通じて連絡すること。

一丁四 略

五 階段室、バルコニー又は附室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積がおのおの一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設

階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、おのおの一平方メートル以内とし、かつ、鉄製網入ガラス入りのはめじろし戸を設けること。

六 階段に通ずる出入口には、常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは乙種防火戸又はその他の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で第百十二条第十四項第一号、第二号及び第四号に定める構造のものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとすること。

七 略

2 屋外に設ける避難階段は、次の各号に定める構造としなければならない。

1 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部(開口面積がおのおの一平方メートル以内で、鉄製網入ガラス入りのはめじろし戸のあるものを除く。)から二メートル以上の距離に設けること。

二・三 略

3 特別避難階段は、次の各号に定める構造としなければならない。

1 屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備であつて建設大臣の定める基準に適合するものを有する附室を通じて連絡すること。

一丁四 略

五 階段室、バルコニー又は附室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積がおのおの一平方メートル以内で、鉄製網入ガラス入りのはめじろし戸のあ

備ではめし戸であるものを除く。)は、階段室、バルコニー又は附室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は附室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

六、八 略

九 屋内からバルコニー又は附室に通ずる出入口には第一項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は附室から階段室に通ずる出入口には同号の戸を設けること。

十・十一 略

(共同住宅の住戸の床面積の算定等)

第百二十三条の二 主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が一又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合においては、第百十九条、第百二十一条第一項第四号(同条第二項の規定により読み替える場合を含む。)、第百二十二条第一項及び前条第三項第十一号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなす。

(設置)

第百二十六条の二 法別表第一(欄)一から四項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物(建築物の高さが三十一メートル以下の部

るものを除く。)は、階段室、バルコニー又は附室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は附室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

六、八 略

九 屋内からバルコニー又は附室に通ずる出入口には第一項第六号の甲種防火戸を、バルコニー又は附室から階段室に通ずる出入口には同号の戸を設けること。

十・十一 略

(共同住宅の住戸の床面積の算定等)

第百二十三条の二 主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が一又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合においては、第百十九条、第百二十一条第一項第四号(同条第二項の規定により読み替える場合を含む。)、第百二十二条第一項及び前条第三項第十一号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなす。

(設置)

第百二十六条の二 法別表第一(欄)一から四項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物(建築物の高さが三十一メートル以下の部

分にある居室で、床面積百平方メートル以内（ことに、間仕切壁、天井面から五十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの（以下「防煙壁」といふ。）によつて区画されたものを除く。）、「第一百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が二百平方メートルを超えるもの（建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内（ことに防煙壁で区画されたものを除く。）には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

- 一 法別表第一（欄）項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二一条第九号の二に規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内のもの

一丁四 略

五 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を勘案して建設大臣が定めるもの

- 2 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二一条第九号の二に規定する防火設備で第一百十二条第十四項第二号に規定する構造であるもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（構造）

分にある居室で、床面積百平方メートル以内（ことに、間仕切壁、天井面から五十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの（以下「防煙壁」といふ。）によつて区画されたものを除く。）、「第一百十六条の二第一項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が二百平方メートルを超えるもの（建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内（ことに防煙壁で区画されたものを除く。）には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

- 一 法別表第一（欄）項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画された部分で、その床面積が百平方メートル（高さが三十一メートル以下の部分にある共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内のもの

一丁四 略

- 2 建築物が開口部のない耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは乙種防火戸若しくはその他の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で第一百十二条第十四項第一号及び第四号に定める構造のもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（構造）

第二百二十六条の三 前条第一項の排煙設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

一～六 略

七 排煙風道は、第百十五条第一項第三号に定める構造とし、かつ、防煙壁を貫通する場合においては、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

八～十一 略

十二 前各号に定めるもののほか、火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

2) 前項の規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

(設置)

第二百二十六条の四 法別表第一(欄)頂から(頂)までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物の居室、第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室及びこれらの居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路(採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。)並びにこれらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

一～三 略

四 避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして建設大臣が指定するもの

第二百二十六条の三 前条第一項の排煙設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

一～六 略

七 排煙風道は、第百十五条第一項第三号及び第四号に定める構造とし、かつ、防煙壁を貫通する場合においては、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

八～十一 略

十二 前各号に定めるもののほか、建設大臣が火災時に生ずる煙を有効に排出するために必要であると認めて定める基準に適合する構造とする。

(設置)

第二百二十六条の四 法別表第一(欄)頂から(頂)までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物の居室、第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室及びこれらの居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路(採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。)並びにこれらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。ただし、次の各号の1)に該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

一～三 略

(構造)

第二百二十六条の五 前条の非常用の照明装置は、次の各号のいずれかに定める構造としなければならない。

一 次のイからニまでに定める構造とすること。

イ 照明は、直接照明とし、床面において一ルクス以上の照度を確保することができるものとすること。

ロ 照明器具の構造は、火災時において温度が上昇した場合にあつても著しく光度が低下しないものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

ハ 予備電源を設けること。

二 イからハまでに定めるもののほか、非常の場合の照明を確保するために必要があるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

二 火災時において、停電した場合に自動的に点灯し、かつ、避難するまでの間に、当該建築物の室内の温度が上昇した場合にあつても床面において一ルクス以上の照度を確保することができるものとして、建設大臣の認定を受けたものとすること。

(設置)

第二百二十六条の六 建築物の高さ三十一メートル以下の部分にある三階以上の階（不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は建設大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階又は直下階から進入することができるものを除く。）には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次の各号のい

(構造)

第二百二十六条の五 前条の非常用の照明装置は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 照明は、直接照明とし、床面において一ルクス以上の照度を確保することができるものとすること。

二 照明器具（照明カバーその他照明器具に附属するものを含む。）のうち主要な部分は、不燃材料で造り、又はおおつこと。

三 予備電源を設けること。

四 前各号に定めるもののほか、建設大臣が非常の場合の照明を確保するために必要があるとして認めて定める基準に適合する構造とすること。

(設置)

第二百二十六条の六 建築物の高さ三十一メートル以下の部分にある三階以上の階には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

いずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一・二 略

(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)

第二百二十八条の二 主要構造部の全部が木造の建築物(法第二条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物を除く。)でその延べ面積が千平方メートルを超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積(主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。)が千平方メートルを超える場合においては、その周囲(道に接する部分を除く。)に幅員が三メートル以上の通路を設けなければならない。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を一・五メートル以上とすることができる。

三 五 略

(地下街)

第二百二十八条の三 地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道に二メートル以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話その他これらに類するものにあつては、その接する長さを二メートル未満とすることができる。

一 壁、柱、床、はり及び床版は、建設大臣が定める耐火に関する性能を有すること。

二 五 略

六 非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備で建設大臣が定めた構造方法を用いるものを設けていること。

2 地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接する場合においては、当該各

一・二 略

(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)

第二百二十八条の二 主要構造部の全部が木造の建築物でその延べ面積が千平方メートルを超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積(主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は甲種防火戸で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。)が千平方メートルを超える場合においては、その周囲(道に接する部分を除く。)に幅員が三メートル以上の通路を設けなければならない。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を一・五メートル以上とすることができる。

三 五 略

(地下街)

第二百二十八条の三 地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道に二メートル以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話その他これらに類するものにあつては、その接する長さを二メートル未満とすることができる。

一 壁、柱、床、はり及び床版は、建設大臣が定める耐火性能を有すること。

二 五 略

六 建設大臣の定める基準に適合する非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備を設けていること。

2 地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接する場合においては、当該各

構えと当該他の各構えとを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第百十二条第十四項第一号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

3 地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第百十二条第十四項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

4 略

5 第百十二条第五項から第十一項まで及び第十四項から第十六項まで並びに第百二十九条の二の五第一項第七号（第百十二条第十五項に関する部分に限る。）の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第百十二条第五項中「建築物の十一階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第六項及び第七項中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第九項中「主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、「建築物の部分」とあるのは「地下街の各構えの部分」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第十項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、第百二十九条の二の五第一項第七号中「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と読み替えるものとする。

6 略

（特殊建築物等の内装）

第百二十九条 前条第一項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第一の欄に掲げる用途に供する特殊建築物が耐火建築物又は法

構えと当該他の各構えとを耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくはその他の甲種防火戸で第百十二条第十四項第一号、第二号及び第四号に定める構造のもので区画しなければならない。

3 地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくはその他の甲種防火戸で第百十二条第十四項第一号、第二号及び第四号に定める構造のもので区画しなければならない。

4 略

5 第百十二条第五項から第十一項まで及び第十四項から第十六項まで並びに第百二十九条の二の二第一項第七号（第百十二条第十五項に関する部分に限る。）の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第百十二条第五項中「建築物の十一階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第六項及び第七項中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第九項中「主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、「建築物の部分」とあるのは「地下街の各構えの部分」と、「耐火構造若しくは準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第十項中「耐火構造若しくは準耐火構造」とあり、及び「耐火構造又は準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、第百二十九条の二の二第一項第七号中「耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と読み替えるものとする。

6 略

（特殊建築物等の内装）

第百二十九条 前条第一項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第一の欄に掲げる用途に供する特殊建築物が耐火建築物又は法

第二条第九号の二イに該当する準耐火建築物である場合にあつては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。第四項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる仕上げ

イ 難燃材料（三階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあつては、準不燃材料）としたもの

ロ イに掲げる仕上げに準するものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組合せによつてしたもの

二 次のイ又はロに掲げる仕上げ

イ 準不燃材料としたもの

ロ イに掲げる仕上げに準するものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組合せによつてしたもの

2 前条第一項第二号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを前項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

3 前条第一項第三号に掲げる特殊建築物は、同号に規定する居室及びこれから

第二条第九号の二イに該当する準耐火建築物である場合にあつては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内ごとに耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。第四項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（三階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあつては、不燃材料又は準不燃材料）で、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としなければならない。

2 前条第一項第二号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としなければならない。

3 前条第一項第三号に掲げる特殊建築物は、同号に規定する居室及びこれから

地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

4 階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物、階数が二で延べ面積が千平方メートルを超える建築物又は階数が一で延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計百平方メートル以内）に準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で第百十二条第十四項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第一の欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、耐火建築物又は法第二条第九号の三に該当する準耐火建築物の高さが三十一メートル以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第一号に掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第一号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表の欄に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ三十一メートル以下の部分については、この限りでない。

5 第百二十八条の三の二に規定する居室を有する建築物は、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

6 内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

7 略

第五章の二の二 避難上の安全の検証

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）

地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしなければならない。

4 階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物、階数が二で延べ面積が千平方メートルを超える建築物又は階数が一で延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計百平方メートル以内）に耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは乙種防火戸若しくはその他の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で第百十二条第十四項第一号、第二号及び第四号に定める構造のもので区画され、かつ、法別表第一の欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、耐火建築物又は法第二条第九号の三に該当する準耐火建築物の高さが三十一メートル以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしなければならない。ただし、同表の欄に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ三十一メートル以下の部分については、この限りでない。

5 第百二十八条の三の二に規定する居室を有する建築物は、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でなければならない。

6 内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でなければならない。

7 略

第二百二十九条の二 建築物（主要構造部が準耐火構造であるが、又は不燃材料で造られたものに限る。）の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、階及び屋上広場を含む。以下この条及び次条において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検査法により確かめられたもの又は建設大臣の認定を受けたものについては、第百十九条、第百二十条、第百二十三条第三項第一号、第九号（屋内からバルコニー又は附室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号、第百二十四条第一項第二号、第百二十六条の二、第百二十六条の三並びに第百二十九条（第二項、第六項及び第七項の規定並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 前項の「階避難安全性能」とは、当該階のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとして建設大臣が定める室を除く。以下この条及び次条において「火災室」といつ。）で火災が発生した場合においても、当該階に存する者（当該階を遁らなければ避難することができない者を含む。以下この条において「階に存する者」といつ。）のすべてが当該階から直通階段（避難階又は地上に通ずるものに限る。避難階にあつては地上。以下この条において同じ。）の「までの避難を終了するまでの間、当該階の名居室及び名居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

3 第一項の「階避難安全検査法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法をいつ。

1 当該階の名居室として、当該居室に存する者（当該居室を遁らなければ避難することができない者を含む。以下この号において「在室者」といつ。）のすべてが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間を、次のイからハまでに掲げる時間を合計して計算す

ること。

イ 当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分の床面積の合計に応じて建設大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在室者が避難を開始するまでに要する時間（単位 分）

ロ 当該階の各室の用途及び当該階の各室の各部分から当該居室の出口（当該居室から直連階段に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。以下この号において同じ。）の一に至る歩行距離に応じて建設大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間（単位 分）

ハ 当該階の各室の用途及び床面積並びに当該階の各室の出口（当該居室の出口に通ずる出口に限る。）の幅に応じて建設大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室の出口を通過するために要する時間（単位 分）

二 当該階の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて建設大臣が定める方法により計算すること。

三 当該階の各居室について第一号の規定によつて計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

四 当該階の各火災室ごとに、階に存する者のすべてが当該火災室で火災が発生してから当該階からの避難を終了するまでに要する時間を、次のイからハまでに掲げる時間を合計して計算すること。

イ 当該階及び当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分にある各居室の用途及び床面積の合計に応じて建設大臣が定める方法により算出した火災が発生してから階に存する者が避難を開始するまでに要す

る時間(単位 分)

ロ 当該階の各室(当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分を含む。以下この号において同じ。)の用途及び当該階の各室の各部分から直通階段への出口の1に至る歩行距離に応じて建設大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階の各部分から直通階段の1に達するまでに要する歩行時間(単位 分)

ハ 当該階の各室の用途及び床面積並びに当該階の各室の出口(直通階段に通ずる出口に通ずるものに限る。)の幅に応じて建設大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階から直通階段に通ずる出口を通過するために要する時間(単位 分)

五 当該階の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該階の各居室(当該火災室を除く。)及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の扉及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて建設大臣が定める方法により計算すること。

六 当該階の各火災室について第四号の規定によつて計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)

第二百二十九条の二の二 建築物(主要構造部が耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。)で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は建設大臣の認定を受けたものについては、第十二条第五項、第九項、第十二項及び第

十三項、第百十九條、第百二十條、第百二十三條第一項第一号及び第六号、第二項第一号、第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号、第百二十四條第一項、第百二十五條第一項及び第三項、第百二十六條の二、第百二十六條の三並びに第百二十九條（第二項、第六項及び第七項の規定並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2) 前項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者（以下この条において「在館者」といふ。）のすべてが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

3) 第一項の「全館避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法をいふ。

一 各階が、前条第二項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第三項に規定する階避難安全検証法により確かめること。

二 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者のすべてが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、次のイからハまでに掲げる時間を合計して計算すること。

イ 当該建築物の各居室の用途及び床面積の合計に応じて建設大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在館者が避難を開始するまでに要する時間（単位 分）

ロ 当該建築物の各室の用途及び当該建築物の各室の各部分から地上への出口の一に至る歩行距離に応じて建設大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物の各部分から地上に至るまでに要する歩行時間（単位 分）

）

ハ 当該建築物の各室の用途及び床面積並びに当該建築物の各室の出口（地上に通ずる出口に通ずるものに限る。）の幅に応じて建設大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物から地上に通ずる出口を通過するために要する時間（単位 分）

三 当該建築物の各階における各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の間に流入するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて建設大臣が定める方法により計算すること。

四 当該建築物の各階について、第二号の規定によつて計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

（主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等）

第二百二十九条の二の三 法第二十一条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次のイから八までに掲げる基準

イ 略

ロ 主要構造部が準耐火構造（壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。）であること。

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

（主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等）

第二百二十九条の二 法第二十一条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 次のイから八までに掲げる基準

イ 略

ロ 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造（壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の延焼のおそれのある部分にあつては、第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）であること。

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものについては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は第百二十五条第九号の二に規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので第百十五条の二の二第一項第四号八に規定する構造であるものが防火上有効に設けられていること。

一 第四十六条第二項第一号イ及びロ及び第百十五条の二第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準

2 略

第一節 建築設備の構造強度

(建築設備の構造強度)

第百二十九条の二の四 建築設備（昇降機を除く。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるものでなければならない。

2 法第二十條第二号イ又はロに規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、建設大臣の定める構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものでなければならない。

第一節の二 給水、排水その他の配管設備

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第百二十九条の二の五 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものについては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので耐火構造、準耐火構造若しくは防火構造としたもの又は不燃材料で造られたものが防火上有効に設けられていること。

一 第四十六条第二項第一号イからニまで及び第百十五条の二第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準

2 略

第一節 給水、排水その他の配管設備

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第百二十九条の二の二 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一〇五 略

六 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシユート、メールシユート、リネンシユートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして建設大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。

七 給水管、配電管その他の管が、第百十二条第十五項の準耐火構造の防火区画、第百十三条第一項の防火壁、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁（以下この号において「防火区画等」といづ。）を貫通する場合においては、次のイからハまでのいずれかの構造とすること。ただし、耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁若しくは特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りではない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて建設大臣の定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、第五項（第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ことに区画する場合又は第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ことに区画する場合に限る。）、第八項（第六項の規定により床面積の合計二百平方メー

一〇五 略

六 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシユート、メールシユート、リネンシユートその他これらに類するもの（屋内に面する部分に限る。）は、不燃材料で造ること。

七 給水管、配電管その他の管が、第百十二条第十五項の耐火構造等の防火区画、第百十三条第一項の防火壁、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁を貫通する場合においては、これらの管の当該貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。ただし、耐火構造若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁若しくは甲種防火戸で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分又は建設大臣が防火上支障がないと認めて定める基準に適合する部分については、この限りでない。

ル以内つとに区画する場合又は第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内つとに区画する場合に限る。)若しくは第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては、時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隠壁にあつては四十五分間)防火区画等の加熱側の反対側に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、建設大臣の認定を受けたものであること。

ハ 略

2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一・二 略

三 飲料水の配管設備の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

四・五 略

六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一〜四 略

ハ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とすること。

九 略

2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一・二 略

三 飲料水の配管設備の材質は、不透透質の耐水材料で水が汚染されるおそれのないものとすること。

四・五 略

六 前各号に定めるもののほか、建設大臣の定める基準に従つて安全上及び衛生上支障のない構造とすること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一〜四 略

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(換気設備)

第二百二十九条の二の六 建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。）に設ける自然換気設備は、次に定める構造としなければならない。

一・二 略

三 排気口（排気筒の居室に面する開口部をいう。以下この項において同じ。）は、給気口よりも高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に連結すること。

四～六 略

2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。

一 略

一 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動すること
が想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空
気の流れを生じないようにすること。

二～五 略

3 建築物に設ける中央管理方式の空調設備は、前項に定める構造とするほか、居室における次の表の各項の上欄に掲げる事項がおおむね当該各項の下欄に掲げる基準に適合するよつに空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

五 前各号に定めるもののほか、建設大臣の定める基準に従つて安全上及び衛生上支障のない構造とすること。

(換気設備)

第二百二十九条の二の三 建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。）に設ける自然換気設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

一・二 略

三 排気口（排気筒の居室に面する開口部をいう。以下この項において同じ。）は、居室の天井又は天井から下方八十センチメートル以内の高さの位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に連結すること。

四～六 略

2 建築物に設ける機械換気設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 略

一 給気口及び排気口の位置及び構造は、室内に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。

二～五 略

3 建築物に設ける中央管理方式の空調設備は、前項に定める構造とするほか、建設大臣が居室における次の表の各項の上欄に掲げる事項がおおむね当該各項の下欄に掲げる基準に適合するよつに空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて定める構造としなければならない。

(冷却塔設備)

第二百二十九条の二の七 地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備の設置及び構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとしなければならない。

- 一 主要な部分を不燃材料で造るか、又は防火上支障がないものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- 二 冷却塔の構造に応じ、建築物の他の部分までの距離を建設大臣の定める距離以上としたものとする。
- 三 冷却塔設備の内部が燃焼した場合においても建築物の他の部分を建設大臣が定める温度以上に上昇させないものとして、建設大臣の認定を受けたものとする。

(適用の範囲)

第二百二十九条の三 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。

- 一 人又は人及び物を運搬する昇降機（次号に掲げるものを除く。）並びに物を運搬するための昇降機で、かつ（人又は物を乗せ昇降する部分をいつ。以下同じ。）の水平投影面積が一平方メートルを超え、又は天井の高さが一・二メートルを超えるもの（以下「エレベーター」といふ。）
- 二 エスカレーター
- 三 専ら小荷物を運搬するための昇降機で、かつ、天井の高さが一・二メートル以下のもの（以下「小荷物

(冷却塔設備)

第二百二十九条の二の四 地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 建築物の構造耐力上主要な部分に緊結し、建設大臣の定める基準に従つて地震力、風圧力その他の水平力によつて脱落しない構造とする。
- 二 主要な部分を不燃材料で造るか、又は建設大臣の定める防火上支障のない構造とする。
- 三 配管等を建設大臣の定める基準に従つて安全上支障のない構造とする。

(適用の範囲)

第二百二十九条の三 この節の規定は、建築物に設けるエレベーター、エスカレーター及び電動タムウエーターに適用する。ただし、次の各号に掲げるものについては適用しない。

- 一 油圧エレベーターその他特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター又は電動タムウエーターで、建設大臣の定める基準に適合するもの
- 二 用途又は構造が特殊な建築物に設けるエレベーター、エスカレーター又は電動タムウエーターで、特定行政庁がその構造がこの節の規定による構造と同等以上の効力があると認めるもの

専用昇降機」といふ。))

2) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで建設大臣が定めた構造方法を用いるもの 第二百二十九条の六、第二百二十九条の七、第二百二十九条の九、第二百二十九条の十第三項及び第二百二十九条の十三の三の規定

二 特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで建設大臣が定めた構造方法を用いるもの 第二百二十九条の十二第一項の規定

三 特殊な構造又は使用形態の小荷物専用昇降機で建設大臣が定めた構造方法を用いるもの 第二百二十九条の十三の規定

(エレベーターの構造上主要な部分)

第二百二十九条の四 エレベーターのかじ及びかじを支え、又はつる構造上主要な部分(以下「主要な支持部分」といふ。)の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 設置時及び使用時のかじ及び主要な支持部分の構造が、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとして、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮して建設大臣が定めた構造方法によるものであること。

イ かじの昇降によつて摩損又は疲労破壊を生ずるもそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないこと。

ロ かじの昇降によつて摩損又は疲労破壊を生ずるもそれのある部分については、通常の使用状態において、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃によりかじの落下をもたらすような損傷が生じないこと。

二 かじを主索でつるエレベーター、油圧エレベーターその他建設大臣の定め

2) 電動タムウエーターで、かじの床面積が一平方メートルをこえ、又は天井の高低が一・二メートルをこえるものは、エレベーターとみなす。

(エレベーターの主索、綱車、巻胴、支持はり及びリールの構造)

第二百二十九条の四 エレベーターの主索は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 建設大臣の指定する日本工業規格に適合すること。

二 直径は、十二ミリメートル(かじの定格速度(積載荷重を作用させて上昇する場合の毎分の最高速度をいふ。以下この節において同じ。))が十五メートル以下で、かつ、かじの床面積が一・五平方メートル以下のエレベーターにあつては、十三ミリメートル)以上とすること。

三 三本(巻胴式エレベーターにあつては、二本)以上とすること。

四 端部は、一本ずつに鋼製フックにバシット結ぶこと。ただし、巻胴式エレベーターにあつては、巻胴側の端部を一本ずつにクラフク止めとするじやができる。

2) エレベーターの綱車又は巻胴は、次の各号に定める構造としなければならない

るエレベーターにあつては、設置時及び使用時のかじ及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩擦及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号ア及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。

三 設置時及び使用時のかじ及び主要な支持部分の構造が、それぞれ第一号ア及びロに掲げる基準に適合することについて、通常の使用状態における摩擦又は疲労を考慮して行つ建設大臣の認定を受けたものであること。

2 前項の「エレベーター強度検証法」とは、次の各号に定めるところによりエレベーターの設置時及び使用時のかじ及び主要な支持部分の強度を検証する方法をいふ。

一 次条に規定する荷重によつて主要な支持部分並びにかこの床版及び枠（以下「主要な支持部分等」といふ。）に生ずる力を計算すること。

二 前号の主要な支持部分等の断面に生ずる圧時及び安全装置の作動時の各応力度を次の表に掲げる式によつて計算すること。

荷重について想定する状態	式
常時	$G_1 + \alpha_1 \times (G_2 + P)$
安全装置の作動時	$G_1 + \alpha_2 \times (G_2 + P)$

この表において、 G_1 、 G_2 及び P はそれぞれ次の力を、 α_1 及び α_2 はそれぞれ次の数値を表すものとする。

G_1 次条に規定する固定荷重によつて生ずる力であつて昇降する部分以外の部分に係るもの

G_2 次条に規定する固定荷重によつて生ずる力であつて昇降する部分に係るもの

い。

一 直径が、主索の直径の四十倍以上とすること。ただし、繩溝で、主索に接する部分の長さかその間の長さの四分の一以下であるものの直径が、主索の直径の三十六倍以上とするじかじもろ。

二 地震その他の震動によつて主索が外れなからなければならないこと。

3 エレベーターの支持はりば、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならない。

P1 次条に規定する積載荷重によつて生ずる力

α_1 通常の昇降時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して建設大臣が定める数値

α_2 安全装置が作動した場合に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して建設大臣が定める数値

三 前号の規定によつて計算した常時及び安全装置の作動時の各応力度が、それぞれ主要な支持部分等の破壊強度を安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、主要な支持部分等の材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して建設大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること。

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又はつるることが出来る部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の破壊強度を建設大臣が定めた限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して建設大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

31 前二項に定めるほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 エレベーターのかご及び主要な支持部分のうち、腐食又は腐朽のおそれのあるものにあつては、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか又は有効なさび止め若しくは防錆のための措置を講じたものであること。

二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、二以上の部分で構成され、かつ、それぞれが独立してかごを支え、

41 エレベーターのルールは、次の各号に定める構造としなければならない。

一 鋼製とし、鋼製の支持金物で昇降路に取り付けること。

二 第二百十九条の九第一項第七号に掲げる装置が作動した場合においても安全なようにすること。

又はつるじつがであるものであること。

三 滑車構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によつて外れるおそれがないものであること。

四 滑車を使用してかじをつるエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて索が滑車から外れないものであること。

五 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、建設大臣が定めた構造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(エレベーターの荷重)

第二百十九条の五 エレベーターの各部の固定荷重は、当該エレベーターの乗込に応じて計算しなければならない。

2 エレベーターのかじの積載荷重は、当該エレベーターの乗込に応じて定めなければならない。ただし、かじの種類に応じて、次の表に定める数値（用途が特殊なエレベーターで建設大臣が定めるものにあつては、当該用途に応じて建設大臣が定める数値）を下回ってはならない。

かじの種類		積載荷重（単位 ニュートン）
乗用エレベーターのかじ	床面積が一・五平方メートル以下のもの	床面積一平方メートルにつき三、六〇〇として計算した数値
	床面積が一・五平方メートルを超え三平方メートル以下のもの	床面積の一・五平方メートルを超える面積に対して一平方メートルにつき四、九〇〇として計算した数値に五、四〇〇を加えた数値
	床面積が三平方メ	床面積の三平方メートルを超える面

三 エレベーターのかじ又は釣合しおもりが地震その他の震動によつて外れないものであること。

	の メートルを超えるもの	積に対して一平方メートルにつき五 、九〇〇として計算した数値に二三 、〇〇〇を加えた数値
乗用エレベーター以外のエレベーターの	床面積一平方メートルにつき一、五〇〇（自動車運搬用エレベーターにあつては、一、五〇〇）として計算した数値	

(エレベーターのかじの構造)

第二百二十九条の六 エレベーターのかじは、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 略
- 二 構造上軽微な部分を除き、難燃材料で造り、又は覆つこと。ただし、地階又は三階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターのかじその他防火上支障のないものとして建設大臣が定めるエレベーターのかじにあつては、この限りでない。

三・四 略

五 用途及び積載量（キログラムで表した重量とする。）並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員（積載荷重を第二百二十九条の五第二項の表に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラムとして計算した定員をいふ。以下この節において同じ。）を明示した標識をかじ内の見やすい場所に掲示するこ

(エレベーターのかじの構造)

第二百二十九条の五 エレベーターのかじは、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 略
- 二 構造上軽微な部分を除き、不燃材料（網入りガラス以外のガラスを除く。以下第二百二十九条の六において同じ。）で造り、又は覆つこと。

三・四 略

五 乗用エレベーター（人荷共用エレベーターを含み、寝台用エレベーターを除く。以下この節において同じ。）にあつては、出入口が、二以上設けなければならない。

六 用途及び積載荷重並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員（積載荷重を第二百二十九条の十三第二項の表に定める数値とし、一人当たりの荷重を六十五キログラムとして計算した定員をいふ。以下この節において同じ。）を明示した標識をかじ内の見やすい場所に掲示するこ

と。

(エレベーターの昇降路の構造)

第二百二十九条の七 エレベーターの昇降路は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 略

二 構造上軽微な部分を除き、昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、難燃材料で造り、又は覆つこと。ただし、地階又は三階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターの昇降路その他防火上支障のないものとして建設大臣が定めるエレベーターの昇降路にあつては、この限りでない。

三 略

(エレベーターの昇降路の構造)

第二百二十九条の六 エレベーターの昇降路は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 略

二 一の階における出入口は、一のかごにつき二以上設けないこと。

三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、不燃材料で造り、又は覆つこと。

四 略

五 かがりが停止する最上階にこれが停止したときのかがりのわくの下端から昇降路の頂部にある床又ははりの下端までの垂直距離（以下この号において「頂部すき間」といふ。）及びかがりが停止する最上階の床面から昇降路の底部の床面までの垂直距離（以下この号において「ドットの深さ」といふ。）は、かがりの定格速度に応じて、次の表に定める数値以上とすること。ただし、第二百二十九条の九第一項第九号に掲げる装置の構造等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

定格速度	頂部すき間（単位メートル）	ドットの深さ（単位メートル）
四十五メートル以下の場合	一・三	一・三
四十五メートルを超え、六十メートル以下の場合	一・四	一・五

四 略

(エレベーターの駆動装置及び制御器)

第二百二十九条の八 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によつて転倒又は移動しないようにしなければならない。

21 エレベーターの制御器の構造は、かつに人が乗り又は物が積み込まれた場合に、かつの停止位置が著しく移動せず、かつ、エレベーターの保守点検を安全に行つたために必要な制御ができるものとして、建設大臣が定めた構造方法を用

六 略

(エレベーターの原動機、制御器及び巻上機)

第二百二十九条の七 エレベーターの原動機、制御器及び巻上機は、エレベーターのかごに設け、かつ、地震その他の震動によつて転倒又は移動しないようにしなければならない。

六十メートルを超え、 九十メートル以下の場合	一・六	一・八
九十メートルを超え、 百二十メートル以下の場合	一・八	二・一
百二十メートルを超え、百五 十メートル以下の場合	二・〇	二・四
百五十メートルを超え、 百八十メートル以下の場合	二・三	二・七
百八十メートルを超え、 二百十メートル以下の場合	二・七	三・一
二百十メートルを超え、 二百四十メートル以下の場合	三・三	三・八
二百四十メートルを超える場 合	四・〇	四・〇

いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(エレベーターの機械室)

第二百二十九条の九 エレベーターの機械室は、次に定める構造としなければならない。

一 略

二 床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、かこの定格速度(積載荷重を作用させて上昇する場合の毎分の最高速度をいつ。以下この節において同じ。)に応じて、次の表に定める数値以上とする。

三 五 略

(エレベーターの安全装置)

第二百二十九条の十 エレベーターには、制動装置を設けなければならない。

2 前項のエレベーターの制動装置の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

一 かこの昇降路の頂部又は底部に衝突するおそれがある場合に、自動的にかこの段階的に作動し、これによりかこに生ずる垂直方向の加速度が九・八メートル毎秒毎秒を、水平方向の加速度が五・〇メートル毎秒毎秒を超えることなく安全にかこを制止させることができるものであること。

二 保守点検をかこの上に人が乗り行つたエレベーターにあつては、点検を行つた者が昇降路の頂部とかこの間にはおまれることのないよう自動的にかこを制止させることができるものであること。

3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。

(エレベーターの機械室)

第二百二十九条の八 エレベーターの機械室は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 略

二 床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、かこの定格速度に応じて、次の表に定める数値以上とする。

三 五 略

(エレベーターの安全装置)

第二百二十九条の九 エレベーターには、次の各号に掲げる安全装置を設けなければならない。

一・二 略

三 略

四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあつては、次に掲げる安全装置

置

イ 略

一・二 略

三 操縦機の操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置

四 かがこの内及びかこの上で動力を切ることができる装置

五 かがこの速度が異常に増大した場合において毎分の速度が定格速度に相当する速度の 1.3 倍（かがこの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、六十三メートル）を超えないうちに動力を自動的に切る装置

六 動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置

七 かがこの落下する速度が第五号に掲げる装置が作動すべき速度を超えた場合（かがこの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、かがこの降下する速度が同号に掲げる装置が作動すべき速度に達し、又はこれを超えた場合）において毎分の速度が定格速度に相当する速度の 1.4 倍（かがこの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、六十八メートル）を超えないうちにかがこの降下を自動的に制止する装置

八 かがこ又はつり合ももりが昇降路の底部に衝突しそつになつた場合においてこれに衝突しないうちにかがこの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置

九 かがこ又はつり合ももりが第七号に掲げる装置が作動すべき速度で昇降路の底部に衝突した場合においても、かがこの内の人安全であるよつに衝撃を緩和する装置

十 略

十一 巻胴式エレベーターにあつては、主索が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置

十二 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあつては、次に掲げる安全装置

イ 略

ロ 停電の場合においても、床面で一ルクス以上の照度を確保することができる照明装置

(適用の除外)

第二百二十九条の十一 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第二百二十九条の六第四号並びに前条第三項第一号及び第三号の規定は、適用しない。

(エレベーターの構造)

ロ 停電の場合においても、床面で一ルクス以上の照度を確保することができる照明装置

十三 乗用エレベーターにあつては、かつが必ず昇降路のすべての出入口に停止し、かつ、かつの停止に伴いかつ及び昇降路の近接出入口の戸が自動的に開くこととすることができる装置

21 前項第七号に掲げる装置は、次条を非停止装置としなければならない。ただし、かつの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、早老を非停止装置とすることができる。

(適用の除外)

第二百二十九条の十 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第二百二十九条の六第二号及び第四号並びに前条第一項第一号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。

21 寝台用エレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第二百二十九条の六第二号の規定は、適用しない。

31 次の各号に該当するエレベーターについては、前条第一項第五号、第七号及び第九号の規定は、適用しない。

一 昇降行程が五メートル以下であること。

二 かつの定格速度が十五メートル以下であること。

三 かつの床面積が一・五平方メートル以下であること。

四 主索が切れた場合においてかつの降下を自動的に制止する装置が設けられていること。

(エレベーターの構造)

第二百二十九条の十二 エスカレーターは、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 建設大臣の定めるところにより、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないものとする。
- 二 略
- 三 階段（人を乗せて昇降する部分をいう。以下同じ。）の両側に手すりを設け、手すりの上端部が階段と同一方向に同一速度で運動するものとする。
- 四 階段の幅は、一・一メートル以下とし、階段の端から当該階段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、二十五センチメートル以下とする。
- 五 階段の定格速度は、五十メートル以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ建設大臣の定める毎分の速度以下とする。

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第二百二十九条の四（第三項第五号を除く。）及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十九条の四見出し、 第一項各号列記以外の部分、 第二項及び第三項、第二百二十九条の五見出し及び第一項	エレベーター	エスカレーター
第二百二十九条の四	かじ	階段

第二百二十九条の十一 エスカレーターは、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 人又は物がはさまれ、又は障害物に衝突することがないものとする。
- 二 略
- 三 階段の両側に手すりを設け、手すりの上端部が階段と同一方向に同一速度で運動するものとする。
- 四 階段面から六十センチメートルの高さにおける手すり間の距離は、一・二メートル以下とする。
- 五 階段の定格速度は、三十メートル以下とする。

第百二十九条の四第一項第一号	手懸でつるエレベーター、油圧エレベーターその他建設大臣の定めるエレベーター	くさりでつるエスカレーターその他建設大臣の定めるエスカレーター
第百二十九条の四第一項第一号及び第二項	エレベーター強度検証法	エスカレーター強度検証法
第百二十九条の四第二項第一号	次条	次条第一項及び第百二十九条の第十二第三項
第百二十九条の四第二項第二号	次条に規定する積載荷重	第百二十九条の第十二第三項に規定する積載荷重

3 エスカレーターの踏段の積載荷重は、次の式によつて計算した数値以上としなければならない。

$$P = 2600A$$

この式において、P及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P エスカレーターの積載荷重（単位 ニュートン）

A エスカレーターの踏段面の水平投影面積（単位 平方メートル）

4 エスカレーターには、制動装置及び昇降口において踏段の昇降を停止せしめることができる装置を設けなければならない。

5 前項の制動装置の構造は、動力が切れた場合、駆動装置に故障が生じた場合

2 エスカレーターには、次の各号に掲げる安全装置を設けなければならない。

1 踏段くさりが切れたとき、動力が切れたとき、又は昇降口における床の開閉部を覆つた戸が閉じよつとすることまたは、踏段の昇降を自動的に制止する装置

人又は物が挟まれた場合その他の人が危害を受け又は物が損傷するおそれがある場合に自動的に作動し、階段に生ずる進行方向の加速度が 1.15m/s^2 未満毎秒毎秒を越えることなく安全に階段を制止させることができるものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(小荷物専用昇降機の構造)

第二百二十九条の十三 小荷物専用昇降機は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は三階以上の階に居室を有さない建築物に設ける小荷物専用昇降機の昇降路その他防火上支障のないものとして建設大臣が定める小荷物専用昇降機の昇降路にあつては、この限りでない。
- 三 略
- 四 昇降路の出し入れ口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ外から開くことができない装置を設けること。ただし、当該出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高い場合においては、この限りでない。

二 昇降口において階段の昇降を停止させることができる装置

三 昇降口に近い位置において人又は物が階段側面とスカートガードとの間に強くはさまれたときに、階段の昇降を自動的に制止する装置

四 人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだときに、階段の昇降を自動的に制止する装置

(電動ダムウエーターの構造)

第二百二十九条の十二 電動ダムウエーターは、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又はつり合おもりに触れるおそれのない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、不燃材料で造り、又はおもむこと。
- 三 略

(エレベーター及びエスカレーターの構造計算)

第二百二十九条の十三 エレベーター又はエスカレーターの構造計算をする場合においては、この条に規定する積載荷重及び許容応力値によるなければならない。

2) エレベーターのかごの積載荷量は、当該エレベーターの状況に応じて定めなければならない。ただし、かごの種類に応じて、次の表に定める数値を下つてはならない。

かごの種類		積載荷量(単位 キログラム)
兼用エレベーターのかご	床面積が一・五平方メートル以下のもの	床面積一平方メートルにつき三七〇として計算した数値
	床面積が一・五平方メートルをこえ三平方メートル以下のもの	床面積の一・五平方メートルをこえる面積に対して一平方メートルにつき五〇〇として計算した数値に五五〇を加えた数値
兼用エレベーター以外のエレベーターのかご	床面積が三平方メートルをこえるもの	床面積の三平方メートルをこえる面積に対して一平方メートルにつき六〇〇として計算した数値に一、三〇〇を加えた数値
	兼用エレベーター以外のエレベーターのかご	床面積一平方メートルにつき二五〇(自動車運搬用エレベーターにあつては二五〇)として計算した数値

3) エレベーターの支持ばりの積載荷量は、次の式によつて計算した数値以上としなければならない。

$$P = P_1 + 2 P_2$$

この式において、 P 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

P_1 エレベーターの支持ばりの積載荷重（単位 キログラム）

P_2 巻上機その他支持ばりに固定して取り付けられるすべての装置の重量（単位 キログラム）

P_3 主索の重量及びこれに作用する荷重（単位 キログラム）

4 エスカレーターの積載荷重は、次の式によって計算した数値以上としなければならない。

$$P = 270 A$$

この式において、 P 及び A は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

P エスカレーターの積載荷重（単位 キログラム）

A エスカレーターの階段面の水平投影面積（単位 平方メートル）

5 エレベーター及びエスカレーターの次の表の上欄に掲げる部分に使用する材料の許容応力度は、当該材料の破壊強度をそれぞれ同表の下欄に掲げる数値で除した数値によらなければならない。

兼用エレベーターのかご		七・五
兼用エレベーター以外のエレベーターのかご		六
エレベーターの主索		一〇
エレベーターの 支持ばり	鋼材の部分	四
	ステンレス鋼の部分	七

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第二百二十九条の十三の二 法第三十四条第二項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 略

三 高さ三十一メートルを超える部分の階数が四以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第一百十二条第十四項第一号に規定する構造であるもの（廊下に面する窓で開口面積が一平方メートル以内のものに設けられる法第二一条第九号の二に規定する防火設備を含む。）で区画されているもの

四 略

(非常用の昇降機の設置及び構造)

第二百二十九条の十三の三 法第三十四条第二項の規定による非常用の昇降機は、エレベーターとし、その設置及び構造は、第二百二十九条の四から第二百二十九条の九までの規定によるほか、この条に定めるところによらなければならない。

2 略

3 乗降口は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 各階（避難階その他非常用昇降機を利用をしないとも避難上及び消火上支障がない階として建設大臣が定める階を除く。）において屋内と連続するこ

エレベーターのトラス又ははり	五
エレベーターのくさね	一〇

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第二百二十九条の十三の二 法第三十四条第二項の規定により政令で定める建築物は、次の各号の一に該当するものとする。

一・二 略

三 高さ三十一メートルを超える部分の階数が四以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくはその他の甲種防火戸で第一百十二条第十四項第一号及び第三号に定める構造のもの（廊下に面する窓で開口面積が一平方メートル以内のものに設けられる鉄製網入りガラス入りの戸を含む。）で区画されているもの

四 略

(非常用の昇降機の設置及び構造)

第二百二十九条の十三の三 法第三十四条第二項の規定による非常用の昇降機は、エレベーターとし、その設置及び構造は、第二百二十九条の四から第二百二十九条の九まで及び第二百二十九条の十三の規定によるほか、この条に定めるところによらなければならない。

2 略

3 乗降口は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 各階（避難階を除く。）において屋内と連続するこ

七。

二 略

三 出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）には、第二百二十三条第一項第六号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

四～九 略

4～8 略

9 非常用エレベーターには、第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる装置の機能を停止させ、かつこの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置を設けなければならない。

10～12 略

（構造）

第二百二十九条の十五 前条の避雷設備は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 雷撃によつて生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができるものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものであること。

二 避雷設備の雨水等により腐食のおそれのあるものにあつては、腐食しにくい材料を用いるか又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

第七章の二 防火地域又は準防火地域内の建築物等

（地階を除く階数が三である建築物の技術的基準）

第二百三十六条の二 法第六十二条第一項の政令で定める技術的基準は、次のとお

二 略

三 出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）には、第二百二十三条第一項第六号に規定する構造の甲種防火戸を設けること。

四～九 略

4～8 略

9 非常用エレベーターには、第二百二十九条の九第一項第一号に掲げる装置の機能を停止させ、かつこの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置を設けなければならない。

10～12 略

（構造）

第二百二十九条の十五 前条の避雷設備は、建設大臣が指定する日本工業規格に定める構造としなければならない。

第七章の二 準防火地域内の建築物

（地階を除く階数が三である建築物の技術的基準）

第二百三十六条の二 法第六十二条第一項の政令で定める技術的基準は、次のとお

りとする。

一 隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下この条において「隣地境界線等」といふ。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。）で当該隣地境界線等からの水平距離が一メートル以下のものについて、当該外壁の開口部に法第二十一条第九号の二に規定する防火設備で第一百十一条第十四項第一号に規定する構造であるもの又は法第二十一条第九号の二に規定する防火設備であるはめこりし戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々〇・一平方メートル以内のものについては、この限りでない。

二 略

三 外壁が、防火構造であり、かつ、その構造が屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

四 略

五 主要構造部である柱及びはりその他建設大臣が指定する建築物の部分の構造が、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

六 床（最下階の床を除く。）又はその直下の天井の構造が、それらの方からの通常の火災時の加熱に対してそれらの方への延焼を有効に防止することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

りとする。

一 隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下この条において「隣地境界線等」といふ。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。）で当該隣地境界線等からの水平距離が一メートル以下のものについて、当該外壁の開口部に常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは乙種防火戸、その他の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で第一百十一条第十四項第一号及び第三号に定める構造のもの又ははめこりし戸である乙種防火戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々〇・一平方メートル以内のものについては、この限りでない。

二 略

三 外壁が、防火構造であり、かつ、建設大臣の定める基準に従つてその屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができる構造であること。

四 略

五 主要構造部である柱及びはりその他建設大臣が指定する建築物の部分、建設大臣の定める基準に従つて通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であること。

六 床（最下階の床を除く。）又はその直下の天井が、建設大臣の定める基準に従つてそれらの方からの通常の火災時の加熱に対してそれらの方への延焼を有効に防止することができる構造であること。

七 屋根又はその直下の天井の構造が、それらの屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

八 略

(防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二の二 法第六十三条の政令で定める技術的基準は、次の各号(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして建設大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分でその屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあつては、第一号)に掲げるものとする。

一 屋根が、市街地における通常の火災時による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

二 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、若しくは他の損傷を生じないものであること。

(準遮炎性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二の三 法第六十四条の政令で定める技術的基準は、防火設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであることとする。

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の四 略

(住宅地高度利用地区計画の区域内において高その制限の緩和を受ける建築物

七 屋根又はその直下の天井が、建設大臣の定める基準に従つてそれらの屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができる構造であること。

八 略

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の二 略

(住宅地高度利用地区計画の区域内において高その制限の緩和を受ける建築物

の敷地面積の規模)

第百三十六条の二の五 略

(予定道路の指定の基準)

第百三十六条の二の六 略

(予定道路の指定について同意を得るべき利害関係者)

第百三十六条の二の七 略

(都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限)

第百三十六条の二の八 略

第七章の五 型式適合認定等

(型式適合認定)

検附中

(型式部材等製造者等に係る認証の有効期間)

第百三十六条の二の九 法第六十八条の十四第一項(法第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

(認証外国型式部材等製造者の工場等における検査に要する費用の負担)

第百三十六条の二の十 法第六十八条の二十四第四項の政令で定める費用は、法第六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の二十二第一項の検査のため同項の職員がその検査に係る工場、営業所、事務所、倉庫その他の事

の敷地面積の規模)

第百三十六条の二の三 略

(予定道路の指定の基準)

第百三十六条の二の四 略

(予定道路の指定について同意を得るべき利害関係者)

第百三十六条の二の五 略

(都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限)

第百三十六条の二の六 略

業場の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を一人とし、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、建設省令で定める。

第七章の六 指定確認検査機関等

(指定確認検査機関に係る指定の有効期間)

第百三十六条の二の 略

(指定認定機関等に係る指定等の有効期間)

第百三十六条の二の 法第七十七条の四十一第一項(法第七十七条の五十四第一項、第七十七条の五十六第一項及び第七十七条の五十七第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

(承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担)

第百三十六条の二の 法第七十七条の五十五第三項(法第七十七条の五十七第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める費用は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十九第一項の検査のため同項の職員がその検査に事務所所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を一人とし、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、建設省令で定める。

第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料

(登録手数料)

第百三十六条の二の 法第七十七条の六十五に規定する登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請に係る手数料の額は、一万二千円とする。

第七章の五 指定確認検査機関

(指定確認検査機関に係る指定の有効期間)

第百三十六条の二の七 略

第七章の六 建築基準適合判定資格者の登録手数料

(登録手数料)

第百三十六条の二の八 法第七十七条の四十三に規定する登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請に係る手数料の額は、一万二千円とする。

第七章の八 工事現場の危害の防止

(仮囲い)

第三百三十六条の二の 略

(簡易な構造の建築物の指定)

第三百三十六条の九 法第八十四条の二の規定により政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分は、次に掲げるもの（建築物の部分にあつては、準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建設大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で第一百十二条第十四項第二号に規定する構造であるもので区画された部分に限る。）とする。

一 壁を有しない建築物その他の建設大臣が高い開放性を有すると認めて指定する建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）であつて、次のイからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が一で床面積が三千平方メートル以内であるもの（次条において「開放的簡易建築物」という。）

イニ 略

二 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）で、前号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が一で床面積が三千平方メートル以内であるもの

第七章の七 工事現場の危害の防止

(仮囲い)

第三百三十六条の二の九 略

(簡易な構造の建築物の指定)

第三百三十六条の九 法第八十四条の二の規定により政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分は、次に掲げるもの（建築物の部分にあつては、耐火構造若しくは準耐火構造の壁若しくは両面を防火構造とした壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建設大臣の定める基準に適合しているものに限る。）又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは乙種防火戸若しくはその他の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で第一百十二条第十四項第一号及び第四号に定める構造のもので区画された部分に限る。）とする。

一 壁を有しない建築物その他の建設大臣が高い開放性を有すると認めて指定する建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）であつて、次のイからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が一で床面積が千五百平方メートル以内であるもの（次条において「開放的簡易建築物」という。）

イニ 略

二 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）で、前号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が一で床面積が千平方メートル以内であるもの

(簡易な構造の建築物の基準)

第三百三十六条の十 法第八十四条の二の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 主要構造部である柱及びはり~~が~~次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 防火地域又は準防火地域内にある建築物又は建築物の部分(準防火地域内にあるものにあつては、床面積が五百平方メートルを超えるものに限る。)にあつては、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。
 - ロ 準防火地域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が五百平方メートル以内のもの、法第二十二條第一項の市街地の区域内にある建築物若しくは建築物の部分又は防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外の区域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が千平方メートルを超えるものにあつては、延焼のおそれのある部分が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。
- 二 前号イ又はロに規定する建築物又は建築物の部分にあつては、外壁(同号ロに規定する建築物又は建築物の部分にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。)及び屋根が、準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は建設大臣の定める防火上支障のない構造であること。
- 三 前条第一号イに該当する開放的簡易建築物にあつては、前二号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第二十二條第一項の市街地の区域以外の区域内にあるもので床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、この限りでない。
 - イ 主要構造部である柱及びはり(準防火地域又は法第二十二條第一項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。)が準耐火構造であ

(簡易な構造の建築物の基準)

第三百三十六条の十 法第八十四条の二の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 主要構造部である柱及びはり~~が~~次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 防火地域又は準防火地域内にある建築物又は建築物の部分(準防火地域内にあるものにあつては、床面積が五百平方メートルを超えるものに限る。)にあつては、耐火構造若しくは準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。
 - ロ 準防火地域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が五百平方メートル以内のもの、法第二十二條第一項の市街地の区域内にある建築物若しくは建築物の部分又は防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外の区域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が千平方メートルを超えるものにあつては、延焼のおそれのある部分が耐火構造若しくは準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。
- 二 前号イ又はロに規定する建築物又は建築物の部分にあつては、外壁(同号ロに規定する建築物又は建築物の部分にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。)及び屋根が、耐火構造若しくは準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は建設大臣の定める防火上支障のない構造であること。
- 三 前条第一号イに該当する開放的簡易建築物にあつては、前二号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第二十二條第一項の市街地の区域以外の区域内にあるもので床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、この限りでない。
 - イ 主要構造部である柱及びはり(準防火地域又は法第二十二條第一項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。)が耐火構造若しく

るか、又は不燃材料で造られており、かつ、外壁（準防火地域又は同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は建設大臣の定める防火上支障のない構造であること。

ロ・ハ 略

（防火地域関係）

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第六十一条の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八十六条の二の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 略

三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

（準防火地域関係）

第三百三十七条の八 法第三条第二項の規定により法第六十二条第一項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八十六条の二の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 略

三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

は準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られており、かつ、外壁（準防火地域又は同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が耐火構造若しくは準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は建設大臣の定める防火上支障のない構造であること。

ロ・ハ 略

（防火地域関係）

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第六十一条の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁又はその屋内面及び軒裏が耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものに限る。）について法第八十六条の二の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 略

三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、耐火構造、準耐火構造又は防火構造とすること。

（準防火地域関係）

第三百三十七条の八 法第三条第二項の規定により法第六十二条第一項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁又はその屋内面及び軒裏が耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものに限る。）について法第八十六条の二の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 略

三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、耐火構造、準耐火構造又は防

(煙突及び煙突の支線)

第三百二十九条 (検討中)

火構造とすること。

(煙突及び煙突の支線)

第三百二十九条 前条第一項第一号に掲げる煙突については、第三十六条から第三十九条の二まで、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第六節(第七十六条から第七十八条の二までを除く。)、第六節の二(第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。)及び第七節(第五十一条第一項、第五十三条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。)、第一百十五条第一項第七号及び第八号、第五章の四第三節並びに第七章の七の規定を準用するほか、その構造に応じて、それぞれ次に定めるところによらなければならない。

一 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、管と管とをセメントモルタルで接合し、かつ、煙突を支えることができる支杵又は支杵と支線を設けて、これに緊結すること。ただし、高さが十メートルを超えるものにあつては、その支杵を鋼製とし、支線を要しない構造とすること。

二 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、崩落を防ぐことができる鋼材の支杵を設けること。

三 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのがぶり厚さを五センチメートル以上とすること。

四 高さが十六メートルを超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。

2 煙突の支線の端部は、鉄筋コンクリート造のくいその他腐るおそれのない建築物若しくは工作物又は防腐の措置を講じた木ぐいに緊結しなければならない。

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第四百四十条 (検討中)

(広告塔又は高架水槽等)

第四百四十一条 (検討中)

(擁壁)

第四百四十二条 (検討中)

。

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第四百四十条 第三百三十八条第一項第二号に掲げるものについては、第三十六条から第四十一条まで、第四十七条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第六節(第七十六条から第七十八条の二までを除く。)及び第六節の二(第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。)、第五章の四第三節並びに第七章の七の規定を準用する。

(広告塔又は高架水槽等)

第四百四十一条 第三百三十八条第一項第三号又は第四号に掲げるものについては、その主要な部分を組構造及び無筋コンクリート造以外の構造としなければならない。

2 前項に掲げるものについては、第三十六条から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節並びに第六節の二、第五章の四第三節並びに第七章の七の規定を準用する。この場合において、第四十六条第二項第一号中「イからホまで」とあるのは、「イからニまで」と読み替えるものとする。

(擁壁)

第四百四十二条 第三百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁については、第三十六条から第三十九条まで、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第三章第七節(第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第二項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。)及び第七章の七(第百

(乗用エレベーター又はエスカレーター)

第百四十三条 (検討中)

(遊戯施設)

第百四十四条 第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げるものについては、第七章の八の規定を準用するほか、次に定めるところによらなければならない。

一 かご、車両その他人を乗せる部分(以下この条において「客席部分」といふ。)及びこれを支え、又はこの構造上主要な部分(以下この条において主要な支持部分といふ。)のうち摩損又は疲労破壊が生ずるもそれのある部分以外の部分は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。

イ 構造耐力上安全なものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるもので

第三十六条の六を除く。)の規定を準用するほか、その構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁は、裏込めにコンクリートを用い、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等をつめること。

(乗用エレベーター又はエスカレーター)

第百四十三条 第百三十八条第二項第一号に掲げるものについては、第三十六条から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第百二十九条の四から第百二十九条の九まで、第百二十九条の十第三項、第百二十九条の十一、第百二十九条の十三並びに第七章の七の規定を準用する。

(遊戯施設)

第百四十四条 第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げるものについては、第三十六条から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第七章の七の規定を準用するほか、次に定めるところによらなければならない。

一 かご、車両その他人を乗せる部分(以下この条において「客席部分」といふ。)を支え、又はこの構造上主要な部分は、鋼造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすること。

あること。

ロ 建設大臣が定めた構造計算により自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

二 主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分は、第百二十九条の四（第一項第一号々を除く。）及び第百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十九条の四見出し、 第一項各号列記以外の部分 、第二項及び第三項（第五 号を除く。）、第百二十九 条の五見出し及び第一項	エレベーター	遊戯施設
第百二十九条の四	かつ	客席部分
第百二十九条の四第一項	構造上主要な部分（	構造上主要な部分 （摩損又は疲労破 壊を生ずるおそれ のある部分に限る 。）
第百二十九条の四第一項	イ及びロ	ロ
第百二十九条の四第一項第 一号及び第二項第二号	昇降	走行又は回転

一 客席部分は、堅固で、かつ、客席に居る人が落下し又は他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない構造とすること。

三 滑節構造とした接合部は、外れるおそれのない構造とすること。

第百二十九条の四第一項第一号	通常の昇降時	通常の走行又は回 転時
第百二十九条の四第一項第一号	エレベーター、油圧工 レベーターその他建設 大臣の定めるエレベ ーター	遊戯施設その他建 設大臣の定める遊 戯施設
第百二十九条の四第一項第一号及び第二項	エレベーター強度検証 法	遊戯施設強度検証 法
第百二十九条の四第二項第一号	次条に規定する荷重	次条第一項に規定 する荷重及び建設 大臣の定める積載 荷重
第百二十九条の四第二項第一号	次条に規定する積載荷 重	建設大臣の定める 積載荷重
第百二十九条の四第三項第五号	エレベーターで昇降路 の壁の全部又は一部を 有しないもの	遊戯施設

三 略

四 遊戯施設の客席部分の構造は、次のイから八までに掲げる基準に適合するものとする。

イ 走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に、客席にいる人を落下させないものとして、建設大臣が定めた構造方

四 略

五 滑車をを使用して客席部分をつり上げるものにあつては、その索は二本以上とし、索が滑車から外れるおそれのない構造とする。

六 客席部分には、定員を明示した標識を見やすい場所に掲示する。

法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものであること。

ロ 客席部分は、堅固で、かつ、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない構造であること。

ハ 客席部分には、定員を明示した標識を見やすい場所に掲示すること。

五 略

六 前号の非常止め装置の構造は、自動的に作動し、かつ、当該客席部分以外の遊戯施設の部分に衝突することなく制止できるものとして、建設大臣の定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとすること。

七 前各号に定めるもののほか、客席にいる人その他当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分)

第四百四十四条の三 法第三十七条の規定により政令で定める安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 第九十九条に定める防火設備又はこれらの部分

四 建築物の内装又は外装の部分で安全上又は防火上重要であるものとして建設大臣が定めるもの

五 主要構造部以外の間仕切壁、揚げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段、バルコニーその他これらに類する部分で防火上重要であるものとして建設大臣が定めるもの

六 建築設備又はその部分（消防法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び同法第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等、ガス事業法第一条第十二項に規定するガス工作物及び同法第三十九条の

七 略

八 前各号に定めるもののほか、建設大臣が安全上必要があると認めて定める基準によること。

(安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分)

第四百四十四条の三 法第三十七条の規定により政令で定める安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 防火戸その他の防火設備若しくは防火タンパー又はこれらの部分

四 建築物の内装又は外装の部分で安全上又は防火上重要であるもの

五 主要構造部以外の間仕切壁、揚げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段、バルコニーその他これらに類する部分

六 建築設備又はその部分（消防法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び同法第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等、ガス事業法第二条第十二項に規定するガス工作物及び同法第三十九条

二 第一項に規定するガス用品、電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条第一項に規定する電気用品、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等並びに安全上、防火上又は衛生上支障がないものとして建設大臣が定めるものを除く。）

（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

第四百四十五条 法第四十四条第一項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次のイ及びロに掲げる要件を満たすものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。

イ 第一百二十二条第十四項第一号イ及び同項第二号ロに掲げる要件を満たしていること。

ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

三 略

2 略

の二 第一項に規定するガス用品、電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条第一項に規定する電気用品並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等を除く。）

（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

第四百四十五条 法第四十四条第一項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 耐火構造とした床若しくは壁又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは次に定める構造の甲種防火戸で道路と区画されていること。

イ 随時閉鎖することができること。

ロ 直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ七十五センチメートル以上一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。ただし、当該戸に近接して道路に面する部分に常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸が設けられている場合は、この限りでない。

ハ 建設大臣の定める基準に従って、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有すること。

三 略

2 略